

宇都宮市立視聴覚ライブラリー条例施行規則

昭和 56 年 3 月 24 日
教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇都宮市立視聴覚ライブラリー条例(昭和 56 年条例第 26 号。以下「条例」という。)第 12 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平 5 教委規則 6・平 15 教委規則 4・一部改正)

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。

(平 4 教委規則 5・追加)

(開館時間及び休館日)

第 2 条の 2 視聴覚ライブラリーの開館時間及び休館日は、宇都宮市立東図書館の例による。

(平 9 教委規則 9・追加)

(貸出し及び使用の対象者等)

第 3 条 視聴覚機材・教材(LL・パソコン室を除く。)の貸出しを受け、又は使用することができる者は、市内に所在する学校、社会教育団体その他教育委員会が適当と認めたものとする。

2 スタジオを使用することができる者は、前項に定めるもののほか、市内に居住し、又は市内に所在する学校、官公署、事業所等に在学し、若しくは在職するものとする。

(平 15 教委規則 4・全改)

(登録)

第 4 条 視聴覚機材・教材の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ居住又は身分を証明する書類を添えて視聴覚機材・教材貸出申込書を提出し、貸出券の交付を受けなければならない。

2 貸出券の交付を受けた者が、当該貸出券を紛失し、又は記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

3 貸出券は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平 4 教委規則 5・旧第 3 条繰下・一部改正、平 8 教委規則 6・一部改正)

(貸出し)

第 5 条 前条の規定により貸出券の交付を受けた者が、視聴覚機材・教材の貸出しを受けようとするときは、貸出券を提示しなければならない。

2 視聴覚機材・教材の貸出期間は、貸出日の翌日から1週間以内とする。ただし、所長が特に必要があると認めるときは、貸出期間を変更することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、特別な資格又は技術等を要する視聴覚機材・教材の貸出し手続きについては、別に定める。

(平4教委規則5・旧第4条繰下・一部改正，平9教委規則9・一部改正)

(使用許可の申請)

第6条 条例第5条第1項の規定によりスタジオ等の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、使用許可申請書を使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その初日をいう。以下「使用日」という。)の属する月の3月前の月の初日(その日が休館日に当たるときは翌開館日)から使用日の前日までの期間内に教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

(平5教委規則6・追加，平9教委規則9・一部改正)

(使用の許可)

第7条 教育委員会は、前条の使用許可の申請について適当と認めるときは、許可を決定し、使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

2 前項の使用許可書は、スタジオ等を使用する際に、これを提示しなければならない。

(平5教委規則6・追加)

(使用期間及び使用時間)

第8条 スタジオ等は、連続して5日間を超えて使用することができない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

2 スタジオ等の使用時間には、準備、練習、後片付け等使用に必要な一切の時間を含むものとする。

(平5教委規則6・追加)

(使用の取消し又は変更)

第9条 使用者は、スタジオ等の使用を取り消し、又は変更しようとするときは、使用許可取消変更申請書に使用許可書を添えて、使用日の前3日までに教育委員会に提出しなければならない。

(平5教委規則6・追加)

(設備等の使用料)

第10条 条例第6条第2項の規定による使用料の額は、別表のとおりとする。

(平5教委規則6・追加，平9教委規則9・平15教委規則4・平17教委規則1・一部改正)

(使用料の納付時期)

第11条 使用者は、使用の許可を受ける際に使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず，国又は地方公共団体等がスタジオ等を使用する場合にあつては，別に納期限を定めるものとする。

(平 5 教委規則 6・追加)

(使用料の減免及び還付)

第 12 条 条例第 7 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は，使用許可申請書と併せて，使用料減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は，前項の申請を承認したときは，使用料減免決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

3 条例第 8 条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は，使用日の前日までに使用料還付申請書を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は，前項の申請を承認したときは，使用料還付決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(平 5 教委規則 6・追加，平 9 教委規則 9・一部改正)

(原状回復の義務)

第 13 条 使用者は，スタジオ等の使用が終了したとき又は条例第 9 条前段の規定により使用を制限され，若しくは使用の許可を取り消されたときは，直ちに自己の負担で当該施設等を原状に回復し，返還しなければならない。

(平 5 教委規則 6・追加，平 15 教委規則 4・一部改正)

(損害賠償)

第 14 条 視聴覚機材・教材の貸出しを受けた者又は使用した者が，故意又は重大な過失により視聴覚機材・教材を紛失し，又は破損したときは，その損害を賠償しなければならない。

(平 4 教委規則 5・旧第 5 条線下，平 5 教委規則 6・旧第 6 条線下・一部改正)

(使用者の遵守事項)

第 15 条 使用者は，スタジオ等の使用に当たつては，別に定める事項を遵守しなければならない。

(平 5 教委規則 6・追加)

(委員長及び副委員長)

第 16 条 条例第 11 条の運営委員会に委員長及び副委員長 1 名を置き，委員がこれを互選する。

2 委員長は，会務を総理する。

3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。

(平 4 教委規則 5・旧第 6 条線下，平 5 教委規則 6・旧第 7 条線下，平 9 教委規則 9・一部改正)

(会議)

第 17 条 運営委員会は，委員長が招集する。

2 運営委員会は，委員の半数以上の者が出席しなければ，会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は，出席委員の過半数でこれを決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

(平 4 教委規則 5・旧第 7 条繰下，平 5 教委規則 6・旧第 8 条繰下)

(関係人の出席)

第 18 条 運営委員会は，必要があると認めるときは，関係人の出席を求め，その意見を聴くことができる。

(平 4 教委規則 5・旧第 8 条繰下，平 5 教委規則 6・旧第 9 条繰下)

(分掌事務)

第 19 条 視聴覚ライブラリーの分掌事務は，次のとおりとする

- (1) 視聴覚ライブラリーの文書・予算その他庶務に関すること。
- (2) 視聴覚ライブラリーの業務の進行管理に関すること。
- (3) 視聴覚ライブラリーの統計及び広報に関すること。
- (4) 視聴覚ライブラリーの施設の使用許可に関すること。
- (5) 視聴覚に関する調査，研究，協力及び指導助言に関すること。
- (6) 視聴覚機材・教材の貸出しに関すること。
- (7) 視聴覚機材・教材の点検，整備及び補修に関すること。
- (8) 視聴覚機材・教材の制作，収集，整理及び保管に関すること。
- (9) 視聴覚機材・教材の寄贈及び寄託に関すること。
- (10) 録音及び録画教材の制作等に係る技術援助に関すること。
- (11) 視聴覚関係団体との連絡調整に関すること。
- (12) 研修会，講習会及び映写会に関すること。
- (13) 映写ボランティアの育成及び活動に関すること。
- (14) ビデオボランティアの育成に関すること。
- (15) その他視聴覚教育に関すること。

(平 9 教委規則 9・追加，平 14 教委規則 7・旧第 20 条繰上)

(様式)

第 20 条 この規則に定める申込書等の様式は，別に定める。

(平 4 教委規則 5・追加，平 5 教委規則 6・旧第 11 条繰下，平 9 教委規則 9・旧第 20 条繰下，平 14 教委規則 7・旧第 21 条繰上)

(補則)

第 21 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

(平 4 教委規則 5・旧第 9 条繰下，平 5 教委規則 6・旧第 12 条繰下，平 9 教委規則 9・旧第 21 条繰下，平 14 教委規則 7・旧第 22 条繰上)

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第 6 条から第 8 条までの規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 24 日教委規則第 5 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 23 日教育委員会規則第 6 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定中スタジオに係る部分、第 12 条を第 21 条とし、第 7 条から第 11 条までを 9 条ずつ繰り下げる改正規定中スタジオに係る部分、第 6 条を第 14 条とする改正規定(「貸出しを受けた者」の右に「又は使用した者」を加える部分及び同条の次に 1 条を加える部分を含む。)中スタジオに係る部分及び第 5 条の次に 8 条を加える改正規定中スタジオに係る部分は、条例附則ただし書に規定する規則で定める日から施行する。

附 則(平成 6 年 5 月 20 日教育委員会規則第 6 号)

この規則は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 4 月 22 日教育委員会規則第 6 号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 24 日教育委員会規則第 9 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日教育委員会規則第 7 号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 2 月 24 日教育委員会規則第 4 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 1 月 25 日教育委員会規則第 1 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 10 条関係)

(平 17 教委規則 1・全改)

設備名	単位	金額(1 回につき)
ベータカムダビング装置	1 式	310 円
録画方式変換装置	1 式	100 円
ワイヤレスマイクロフォン	1 本	100 円
コンデンサーマイクロフォン	1 本	100 円
ダイナミックマイクロフォン	1 本	100 円
電子ピアノ	1 台	100 円
ドラムセット	1 式	100 円
撮影用テーブル及び椅子	1 式	100 円
音楽録音用機器	1 式	940 円

